

役員報酬・職員給与規定

一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会

2024/06/16

第1章 総則

第1条 本規定は、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会（以下、当法人という）の定款第29条の規定に基づき、常勤および非常勤の役員である理事、監事の報酬、及び職員の給与の支給について必要な事項を定める。

第2章 役員報酬

第2条 本規定における役員報酬とは、当協議会が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

第3条 当法人を本務とする役員を常勤役員とする。

2 本務を他に持ち、当法人職員を兼務する職員を非常勤役員とする。

第4条 役員報酬は理事会で決定し、社員総会の承認を経て支給するものとする。

第5条 役員報酬は、原則として、月額基本報酬、賞与、特別調整手当とする。

第6条 常勤役員の月額基本報酬は、次のとおりとする。

- ① 理事長・副理事長 1,650,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。
- ② 理事 1,400,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。
- ③ 監事・顧問 400,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。

3 非常勤役員の月額基本報酬は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 理事長・副理事長 | 100,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める。 |
| ② 理事 | 50,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める。 |
| ③ 監事・顧問 | 50,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める。 |

4 賞与は、月額基本報酬の3ヶ月分（年6ヶ月分）を6月及び12月に支給することを原則とするが、支給月額は理事長が変更することができる。

5 特別調整手当は、常勤役員の勤務形態、職務実績・役割や、非常勤役員の本務職を勘案し、理事長が別に定める金額を支給できるものとする。ただし、特別調整手当の額は、月額基本報酬の20/100を超えないものとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① サイバーセキュリティに対する特別な能力を有するもの | 50,000 円 |
| ② 大学に準ずる教育機関を本務とするもの | 50,000 円 |
| ③ 医師・歯科医師・弁護士 | 50,000 円 |
| ④ 医療情報技師 | 30,000 円 |
| ⑤ 税理士・会計士・日商簿記2級 | 20,000 円 |

6 職員兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって、役員報酬と職員給与に区分して支給する。

第3章 職員給与

第7条 本規定における職員給与とは、当協議会が職員に対し、職員としての業務の対価として支給するものをいう。

第8条 当法人を本務とする職員を常勤職位とする。

2 本務を他に持ち、当法人職員を兼務する職員を非常勤職員とする。

第9条 職員の給与月額は、原則として、月額基本給、賞与および特別調整手当とする。

- 2 賞与は、月額基本報酬の3ヶ月分（年6ヶ月分）を6月及び12月に支給することを原則とするが、支給月額は理事長が変更することができる。

第10条 当法人の職員の職務ごとの月額基本給は、以下の通りとする。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ① 事務局長・補佐 | 800,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。 |
| ② 各部門長・補佐 | 600,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。 |
| ③ 課長・室長 | 400,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。 |
| ④ 係長・主任 | 300,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。 |
| ⑤ 係員 | 250,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。 |

第11条 賞与は、月額基本報酬の3ヶ月分（年6ヶ月分）を6月及び12月に支給する。

第12条 特別調整手当は、資格・能力、常勤職員の勤務形態、職務実績・役割や、非常勤職員の本務職を勘案し、理事長が別に定める金額を支給できるものとする。

- 2 以下の通り、当法人の業務に必須な資格および特別な能力を有するものには特別調整手当を加算する。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① サイバーセキュリティに対する特別な能力を有するもの | 50,000円 |
| ② 大学に準ずる教育機関を本務とするもの | 50,000円 |
| ③ 医師・歯科医師・弁護士の資格を有するもの | 50,000円 |
| ④ 医療情報技師の資格を有するもの | 30,000円 |
| ⑤ 税理士・会計士・日商簿記2級の資格を有するもの | 20,000円 |
| ⑥ 動画編集及び動画配信に特別な才を有するもの | 20,000円 |

第4章 経費精算

第13条 常勤及び非常勤の役員、顧問、職員が、当法人の活動によって発生した個人負担費用（交通費、会議費、宿泊費、移動費等）は、経費精算申請を行うことで支給される。

第5章 支払い猶予

[ここに入力]

[ここに入力]

©一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会 2024

第14条 なお、当法人の財政状況がここに定めた状態となったと理事会が可能と判断するまで役員報酬の支払いは先送りする。

2 本人の意志表明に基づき、役員報酬は未払金計上とすることができる。

補足

- ① 本規定は、2024年3月22日に理事会によって制定され、2024年5月25日の社員総会によって可決されることで有効となる。